解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月二十一日開催の定時社員総会の決議に基づき平成二十二年二月十九日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月九日

東京都港区赤坂九丁目六番二八号アルベルゴ乃木坂二階二〇四号

医療法人社団東輝会

代表清算人　猪俣　克則

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月九日

石川県金沢市大桑一丁目六〇番地

金沢市大桑第三土地区画整理組合

清算人代表　桑野　修三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の臨時総会の決議及び知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月九日

長野県長野市大字南長野字聖徳五八四番地

社団法人信州経済同友会

清算人　森本　丘利

解散公告（第三回）

当社は、平成二十二年三月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月九日

滋賀県大津市別保二丁目九―四八　大輪建設ビル内

特定非営利活動法人ビジネスサポート・ネットワーク　代表清算人　久保田英誠

解散公告（第三回）

当商工会は、平成二十二年三月十九日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月九日

大阪府堺市美原区北余部六六一番地四

堺市美原商工会

代表清算人　小澤　正三

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月九日

兵庫県洲本市物部三丁目九番四三号

財団法人洲本市青少年健全育成協会

代表清算人　齋藤　晴久

配当公告

群馬県高崎市西横手町三九一番地六〇

破産者　株式会社ハウザー

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成十四年（フ）第四一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇九一、〇六八、七〇〇円

一、配当することのできる金額

金三六、〇六七、二二五円

平成二十二年四月九日

群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三　Kビル二〇一

破産管財人　堀口　均

配当公告

名古屋市守山区八反四番一〇号ル・クプル二〇一号

破産者　小塚貴美子

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三五五三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一四、一八五、九七八円

一、配当することのできる金額

金二八、八二八、五二三円

平成二十二年四月九日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号住友商事丸の内ビル六階石原総合法律事務所

破産管財人　鈴木　隆臣

配当公告

大阪市淀川区新高五丁目五番八号

破産者　有限会社湖城工業

右の者に対する大阪地方裁判所平成十六年（フ）第一二一四八号破産事件の配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三六〇、五六二、九八七円

一、配当することのできる金額

金二〇、七二八、五一六円

平成二十二年四月九日

大阪府大阪市北区西天満六丁目七番二号新日本梅新ビル三階

破産管財人弁護士　竹林竜太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市湯浜町一〇番、最後の住所北海道函館市東山三丁目二七番七号

被相続人　亡　三浦　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日

北海道函館市新川町二三番二五号共栄火災ビル四階米塚法律事務所

相続財産管理人　和根﨑直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市白鳥町二三番地二、最後の住所北海道亀田郡七飯町大川五丁目三五番二九号

被相続人　亡　宮津　光義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日

北海道函館市新川町二三番二五号共栄火災ビル四階米塚法律事務所

相続財産管理人　和根﨑直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市大字野田一三六番地、最後の住所仙台市太白区東郡山一丁目六番七号中島アパートB―一

被相続人　亡　太田　葵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日

仙台市青葉区中江一丁目二〇番一〇号

相続財産管理人　沖田　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市新治一八二九番地五二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鈴木　君保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日

茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ一〇一髙田知己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙田　知己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市野上町三二〇四番地、最後の住所埼玉県入間市東藤沢五丁目二四番二二号

被相続人　亡　三村　仁奈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日

埼玉県入間市向陽台一丁目一番地二〇入間駅前プラザ八―七〇四

相続財産管理人　林　真由美

第29期決算公告　平成22年3月23日

茨城県かすみがうら市深谷1061番地の1

利根自動販売機サービス株式会社

代表取締役社長　明石　秀夫

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,421,375
	固定資産	407,658
	合計	1,829,033
負債及び純資産の部	流動負債	266,155
	固定負債	355,484
	株主資本	1,208,416
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,188,416
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,183,416
	（うち当期純利益）	(111,120)
	評価・換算差額等	△1,022
	合計	1,829,033